

京都府域の関係機関が、活気ある意見交換を実施！

～激甚化・頻発化する大規模水害に対する迅速かつ確実な避難に向けて～

【令和6年度 淀川管内水害に強い地域づくり協議会(京都府域) 首長会議 を開催】



開催概要

日 時：令和6年6月14日（金）14:00～15:10

場 所：長岡京市中央生涯学習センター 3階メインホール

参加者：会議構成員の首長（代理出席を含む）22名

議 領

- (1) 規約改正・協議会概要・令和5年度の活動報告
- (2) 令和6年度の取組予定
- (3) 災害教訓の周知・普及の取組紹介
- (4) 意見交換
- (5) 今後の予定



意見交換

※首長様のご発言

- ・昨年度からワンコイン浸水センサを導入しており、今後さらに増やしていきたい。（南丹市）
 - ・京都府下で26基の自然災害伝承碑を登録しているが、そのうち4基が木津川市にある。自然災害伝承碑の意義や災害教訓を後世に伝えていくことの重要性を再認識した。（木津川市）
 - ・5月から情報系防災行政無線の運用を開始しており、総合防災訓練等で活用していきたい。（井手町）
 - ・本町戦後最大の被害をもたらした南山城水害から70年となるのを契機とし、地域住民の防災意識の高揚、自主的防災活動に繋がればという思いから、今回、自然災害伝承碑を登録する運びとなった。
- （宇治田原町）
- ・昨年8月に自主防災組織が町内で初めて発足したことから、共催で訓練を実施した。（笠置町）
 - ・昭和28年の南山城水害により、40m級の橋を架け替えたがすべて更新時期を迎えており、土木技術者も不足しております、自力で架け替えようと試みるが中々進まない。（和束町）
 - ・災害時の住民との連携には相互の意思疎通が必要であり、確実に情報伝達ができるように、防災行政無線の設置や多言語で発信できる登録型のメール、LINEによる情報提供等を実施している。（精華町）

規約改正及び重点取組

- ・鉄道ワーキンググループの位置づけ、ブロック別会議の構成員割り及び関係機関の組織名称変更に伴う規約改正を行った。
- ・令和6年度は「要配慮者利用施設における避難訓練の実施」に重点を置いて取り組むことを確認した。

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局淀川河川事務所 流域治水課 〒573-1191 枚方市新町2-2-10 TEL 072-843-2861

